

発 議 第 7 号

浦安市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び浦安市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年12月19日

浦安市議会議長 小 林 章 宏 様

提 案 理 由

議会に係る手続きのオンライン化に関する規程の整備を図る等のため、改正を行うものである。

提 出 者

浦 安 市 議 会 議 員

柳 毅 一 郎

賛 成 者

浦 安 市 議 会 議 員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

広 瀬 明 子

吉 村 啓 治

末 益 隆 志

岡 本 善 徳

川 野 辺 則 章

美 勢 麻 里

水 野 実

中 村 理 香 子

上 野 賢 一

橋 爪 雄 輔

一 瀬 健 二

深 津 徳 則

宝 新

毎 田 潤 子

西 川 嘉 純

工 藤 由 紀 子

斉 藤 哲

広 田 尚 大

田 村 李 瑠

浦安市議会委員会条例の一部を改正する条例

浦安市議会委員会条例（昭和56年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第26条（代理人又は文書等による意見の陳述）」に改める。

第6条第4項及び第14条ただし書中「（」を「（（」に、「）」を「））」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条本文中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第27条第3項中「前3条」を「第24条（（公述人の発言））、第25条（（委員と公述人の質疑））及び第26条（（代理人又は文書等による意見の陳述））」に改める。

第28条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。